



知っておきたい欧州単一特許制度（概要編）

知っておきたい欧州単一特許制度（概要編）

2023/6/1～開始予定
(2022/12現在)

☑ セントラルアタックのリスクと広域・迅速な権利行使の可能性

オール・オア・ナッシング（All or nothing）



一度に全ての批准国に及ぶ ❌ 国ごとの選択



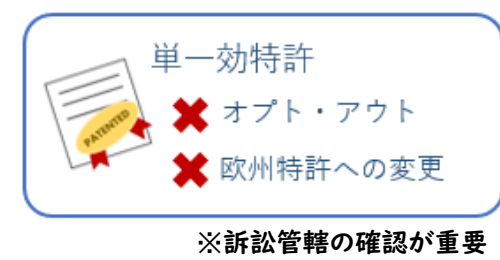
国ごとの有効化から、批准国17か国への一括登録へ

移行期間（6年～最長12年）はEU公式言語等への全文翻訳を提出 ※翻訳に法的効力なし(7)(8)

単一効特許活用の視点

- 一回の紛争で多数国市場での差止請求、証拠保全等
- 出願戦略の検討（分割出願や二重特許利用による重疊的保護）(7)(8)
- 事前準備の重要性（手続期間は1か月、延長不可）

UPコストメリット	
維持年金	▲ 5,6か国 ○ 7,8か国
翻訳	○ IT, GR, PT等（2以上） London Agreement非加入
放棄	❌ 将来の国毎見直し



統一特許裁判所とオプトアウト

2023/3/1 ~ (3か月)
サンライズ・ピリオド
(2022/12現在)

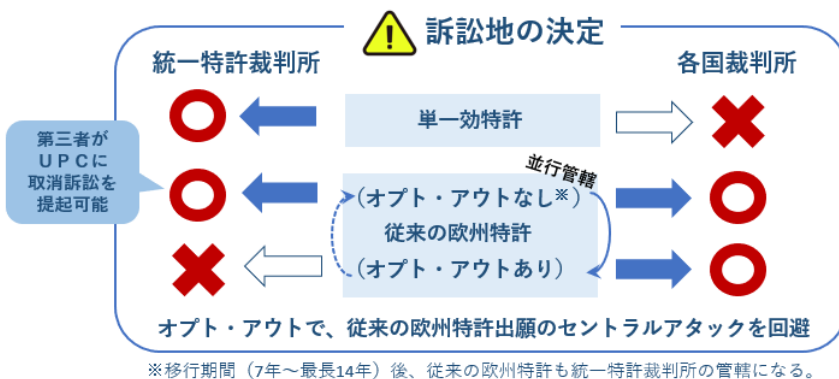
☑ サンライズ・ピリオド中にオプト・アウトすべき特許の選定、共有者への確認等

統一特許裁判所 Unified Patent Court UPC

判決の効力 → 全加盟国に及ぶ

一度の取消訴訟 → 全ての国で権利消滅

・侵害訴訟、取消訴訟、非侵害確認訴訟を管轄
・二審制 ・中央部、地方部、地域部で構成



オプト・アウトの手続きと効果

時期	・サンライズ・ピリオドの期間内 ※「既に訴訟が提起されていない」場合に限り、経過後もオプト・アウト可能
主体	・特許権者、代理人、委任状を得た第三者 ※共有者は全員（同意書を準備） ※ライセンシーは申請不可
費用	・庁費用は無料 ・代理人費用は約10€～200€程度（バラつき）
手続き	・CMSで個別に提出か、APIを通じリスト提出
対象	・出願公開後に申請可能 ※特許失効後5年間もオプト・アウト可能 ※欧州単一特許はオプト・アウト不可 ・UPCに提訴されたことがない欧州特許のみ申請可能 ※オプト・アウト前に第三者がUPCに提訴した場合、強制的にUPC管轄になる。
審査	・オプト・アウト申請の審査は行われず。 ※有効性は裁判所で審理される ※不正な第三者の申請は削除申請できる。 →UPCウェブサイトの登録簿でチェックできる。
効果	・登録日から有効（不備あり→訂正まで無効） ※加盟国の数が増加した場合、オプト・アウトは自動的に新しい加盟国に適用される

オプト・アウト申請要否の指標

各国出願人の多数（分野問わず）は **Wait-and-see approach** の見込み

- セントラルアタックのリスクよりも、UPCの抑止力（プロパテント見込み）等が上回る考え。

重要特許等、**オプト・アウトすべき一部の特許**は、サンライズ・ピリオド中に手続する。

- 警告書受領済等の訴訟・交渉が予期される特許、ライセンス契約等で保護すべき特許など

	オプトアウト	
	しない（不適）	する（好適）
重要性	（・権利活用が期待される特許等）	・重要特許／基本特許 ※分割出願も検討
有効性	・有効性の高い特許 例) 欧州異議申立て維持決定	（・広範な権利範囲の特許、先行技術等の多い分野）
市場	・欧州広範囲で実施 例) 4か国以上、多数の模倣国境を越えた侵害可能性	・狭い実施国（3か国以下） ・侵害捕捉が困難
訴訟地	・広域で迅速な権利行使 （審理目標は12か月）	・慣れた各国訴訟を選択

オプトアウトの撤回

移行期間中、1回のみ可能

× 既に提起された訴訟あり

× 撤回後、再度オプト・アウト

Wait-and-see approach

・UPCはプロパテントの見込み(?)

・突然の取消訴訟提起の可能性の低さ

・検討に要するインナーコストの高さ

リスク少ない ⇔ 大きなメリットを失う可能性

TAKAOKA IP

規則、協定

- (1) 単一効特許規則 [EU規則No1257/2012](#) (An official website of the European Union)
- (2) 単一効特許の翻訳言語規則 [EU規則No1260/2012](#) (An official website of the European Union)
- (3) 統一特許裁判所協定 [Agreement on a Unified Patent Court \(UPCA\)](#) (European Patent Office Web)

手続き、料金

- (4) 単一特許保護に関連する規則 [Rules relating to Unitary Patent Protection; UPR](#) (European Patent Office Web)
- (5) 単一特許保護の料金に関する規則 [Rules relating to Fees for Unitary Patent Protection; RFeesUPP](#) (European Patent Office Web)
- (6) UPC手続規則 [Rules of procedure of the Unified Patent Court](#) (Unified Patent Court Web)

ご参照用 (日本語)

- (7) [欧州単一特許制度についてよくあるQ&A](#) (Web; 弁理士、欧州特許弁理士、ドイツ弁理士 長谷川寛氏/Hasegawa弁理士事務所)
- (8) [よくわかる欧州統一特許制度とオプトアウト](#) (YouTube; 弁理士 竹下敦也氏/Plasseraud IP)
- (9) [欧州統一特許裁判所 \(UPC\) からのオプトアウトにおける留意点](#) (パテント 2022,Vol75, No.6; 弁理士、欧州弁理士 青木健一郎氏)



【注釈】
手続き等の詳細は、
「詳細編」でご確認ください。

【ご質問】
seminar@takaokaip.com
までご連絡ください。